

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画)

(名 古 屋 市 決 定)

名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画を次のように決定する。

名 称		名古屋駅・伏見・栄都市機能誘導地区計画
位 置		名古屋市東区西新町、東新町、久屋町及び武平町、西区名駅一丁目、中村区椿町及び名駅四丁目並びに中区新栄町、錦一丁目及び錦三丁目の全部並びに東区泉一丁目、東桜一丁目及び東桜二丁目、西区牛島町、則武新町三丁目及び名駅二丁目、中村区牛島町、亀島二丁目、太閤一丁目、太閤三丁目、太閤四丁目、竹橋町、那古野一丁目、則武一丁目、則武二丁目、名駅一丁目、名駅二丁目、名駅三丁目、名駅五丁目、名駅南一丁目、名駅南二丁目、名駅南三丁目及び名駅南四丁目並びに中区大須三丁目、大須四丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目、新栄一丁目、千代田一丁目、錦二丁目、東桜二丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目及び丸の内三丁目の各一部
面 積		約350.3ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市の都心部である名古屋駅、伏見駅及び栄駅の周辺並びにこれらをつなぐ幹線道路の沿道に位置し、都市機能が集積し、都市基盤の整備水準が高いエリアである。 また、本地区の大部分が都市再生緊急整備地域の名古屋駅周辺・伏見・栄地域内に位置し、地域整備方針においては、名古屋の玄関口及び中心にふさわしい、安心・安全で国際的・広域的な商業・業務拠点を形成することとしている。 さらに、本地区は名古屋市都市計画マスタープランの都心部に位置し、土地の高度利用や都市機能の更新、イノベーションの創出を図ることとしている。名古屋駅地区、伏見地区及び栄地区の拠点においては、地域の特性を活かした名古屋の顔となるまちづくりを目指し、特に重点的に民間投資の誘導を図ることとし、これらをつなぐ主要な幹線道路である都市軸においては、沿道の低層階の店舗化や良好な都市景観の形成などにより、人の流れを生み出し都心各所を結び付けることにより、都市のにぎわいの創出を目指すこととしている。 本地区では、リニア中央新幹線の開業により形成されるスーパー・メガリージョンのセンターとなる名古屋大都市圏の中核にふさわしい都市機能の増進及び土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	交流やにぎわいを生み出し圏域の魅力向上及び国際的なビジネス環境の強化に資する広域的な拠点施設、まちの魅力や利便性の向上に資する日常生活施設などの都市機能の増進を図るとともに、市街地の環境の整備改善により土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。
	建築物等の整備の方針	圏域の中核にふさわしい都市機能の増進及び土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市機能の導入及び市街地の環境の整備改善に応じた容積率の最高限度を定める。

[illegible]

			6 前各項の規定は次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 一 高度利用地区、特定街区又は都市再生特別地区内の建築物 二 特定用途誘導地区内の建築物であって、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの
--	--	--	--

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

リニア中央新幹線の開業により形成されるスーパー・メガリージョンのセンターとなる名古屋大都市圏の中
 枢にふさわしい都市機能の増進及び土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。